

令和6年度那珂市農産物販売予測A I 導入業務委託 仕様書

1 業務名

那農委第16号 令和6年度那珂市農産物販売予測A I 導入業務委託

2 適用の範囲

本仕様書は、那珂市（以下「市」という。）が発注する「令和6年度那珂市農産物販売予測A I 導入業務委託」（以下、「本業務」という。）を受託した者（以下、「受託者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したことであり、契約書に定めることのほか、本仕様書に基づき業務を行うこととする。

3 業務の目的

本業務は、デジタル田園都市国家構想において新たな価値を創造するデジタル技術を活用した持続可能な産業バリューチェーン強化推進事業を活用し、那珂市アグリビジネス戦略に掲げる「儲かる農業」を実現させるため、農畜産物の販売のデジタル化に向けた支援を委託するものである。

農産物の販売のデジタル化に向けては、ICTの活用推進の実証事業として、那珂市内の直売所がA Iを活用した農産物の需要予測サービスを利用し、販売の可視化につなげることによって、直売所の売上および出荷者の所得向上を図ることを目的とする。

4 業務の期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

5 導入先

(1) ふれあいファーム芳野

ア 所在地 那珂市鴻巣2090

イ システム 株式会社アサイン製

ウ 売上規模 1億円未満

(2) 直売所とんがりはっと

ア 所在地 那珂市菅谷4422-2

イ システム 株式会社サンス製

ウ 売上規模 1億円未満

6 委託業務の範囲

本業務の内容は概ね次のとおりとするが、ここに示す業務内容は、システム導入に最小限必要な事項を示したことであり、受託事業者の企画提案により調整することとする。

(1) システム運用開始

システムの運用開始については、令和7年1月の営業日の初日とする。

また、試験運用については、別途調整すること。

(2) 導入するシステム

本業務で導入するシステムは、下記の内容ができることであることとする。

- ア POSシステムに蓄積されている購入顧客情報等を活用した販売予測ができるシステムであること
- イ 動作環境については、パソコン（OS：Windows10以上）及びスマートフォン（OS：ios、android）で動作可能であること
- ウ 出荷者及び農産物ごとに販売予測ができること
- エ 来客予測を店舗別に確認できること
- オ 直売所及び出荷者の過去の売れ行きを確認できること
- カ 農産物ごとの平均販売価格が確認できること
- キ 出荷者は、個人の端末を活用して需要予測を確認できること
- ク 直売所は、全出荷者の需要予測等を確認できること
- ケ カメラなどを用いて、来客数の確認ができること

(3) 導入の準備に係る内容

受託事業者が有するシステムの導入にあたり必要になる下記の準備、手続については、受託事業者が委託料の中で行うとする。

(4) 事前の打合せ

システム導入の準備に係る説明会及び研修の実施に伴い、必要に応じて打合せを実施する。

(5) 説明会・研修会の実施

システム導入に向けた直売所役員及びその出荷者に対して、説明会・研修会の実施を行い、資料の作成に加え、必要に応じて会議への出席や意見の取りまとめ、議事録の作成を行う。

- ア 説明会：直売所役員対象
回数：1回
- イ 研修会：直売所出荷者対象
回数：3回程度

(6) システムとの連携

ア POSシステムとのデータ連携をするための初期データセットアップ、システムの連携確認等実施する。また、必要に応じて、気象データの調達、カメラ設置及び連携を行うこととする。

イ 直売所ネットワークの設定変更や、POSシステムの改修を行う必要がある場合、その内容をPOSベンダーに情報提供し、直売所、出荷者、関連事業者との調整を必要に応じて行う。

(7) 直売所、出荷者及び関連事業者との調整

システムの導入に係る直売所、出荷者、関連事業者との調整及び導入システムに起因するトラブルが生じた場合は、発注者が定める監督職員と協議し、必要に応じて行う。

(8) 報告書の作成

システム導入に係る現状、成果及び課題をまとめた効果検証の報告書を市に提出すること。

ア 納品時期：年度末まで

イ 納品形式：書面及びデータ (Excel、Word、PowerPoint 等)

7 契約方法

本業務の契約については、市と協議のうえ、委託料、使用料、備品購入費に分けて契約することができることとする。

8 支払い方法

業務終了後に一括で支払うこととする。ただし、受託者の申出に応じ、市と協議のうえ、部分払いができることとする。

9 業務の指示監督等

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、十分な経験及び知識のある技術者を定め、かつ、適正な人員を配置するよう努力するとともに、正確丁寧に行うこととする。
- (2) 受託者は、本業務を実施するに当たり、当該契約に基づき発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、契約内容を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、業務上必要と認められることで、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

10 その他

- (1) 業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 本業務を円滑かつ適切に進めるため、打合せ協議は、業務に支障のないように必要に応じてその都度行うこととする。
- (4) 本業務に必要な資料で、市が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合において、業務が完了した後は、速やかに資料を返却すること。

- (5) 受託者は業務を円滑に遂行するために、市と連絡調整を行わなければならない。
- (6) 受託者は、業務のすべてが終了したとき、または令和7年3月31日のいずれか早い日までに、業務完了報告書を提出すること。
- (7) 本仕様書に定められていない事項については、市と協議のうえ決定することとする。